

一時預かり事業の無償化の手続きについて

認定こども園、保育所等において、「一時預かり事業」の利用料が無償化の対象となるには、新たに「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

利用料については、一旦、園にお支払い頂き、その後に、請求書に必要書類を添付して、園を通じて市役所保育課にご提出ください。

申請等をされる方は、以下の内容をご確認の上、手続きをお願いいたします。



対象者

認定こども園（保育園部分）、保育所等を**利用できていない**子どもで、「**保育の必要性の認定**」を受けた、（１）又は（２）に該当する子どもたち
認定には、就労等の要件（認可保育所の利用と同等）があります。

- （１）３歳児から５歳児クラスまでの子どもたち
- （２）０歳児から２歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもたち

※ただし、２号認定又は３号認定を受けている子どもであって、認定こども園等認可保育施設に入所できず、認可外保育施設を利用している場合などは、**保育の必要性の認定**申請は不要です。



©2014 栃木市とち介



利用料の無償化の内容

- **３歳児から５歳児クラスまで**の子どもたち 月額 40,300 円まで
 - **０歳児から２歳児クラスまで**の**住民税非課税世帯**の子どもたち 月額 45,700 円まで
- を月額上限額として無償化の対象となります。

※認可外保育施設、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用料もそれぞれ合算して月額上限額内であれば、無償化の対象となります。



対象施設・事業

認定こども園、保育所、小規模保育施設、幼稚園の実施園

※認可外保育施設、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（預かり）



実費負担

無償化の対象は**利用料**です。

通園送迎費、給食費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。



申請等手続きの流れ

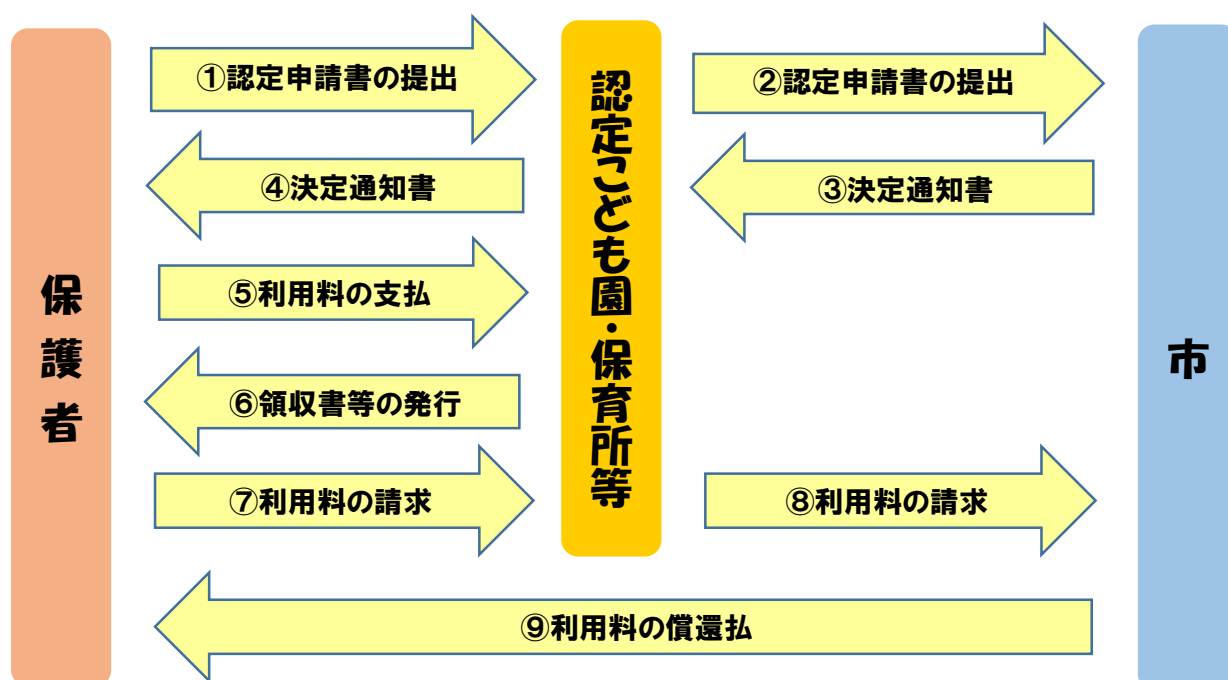
「一時預かり事業」の利用料が無償化の対象となるには、新たに「**保育の必要性の認定**」(施設等利用給付認定)を受ける必要があります。

保育の必要性の認定には、就労等の要件(認可保育所の利用と同等)があります。
次のとおり、申請・請求の手続きをお願いいたします。

- ①子育てのための施設等利用給付認定申請書(認定申請書)に保育の必要性を証明する書類(3ページ参照)を添えて園に提出します。
- ④市において、申請内容を確認し、認定となった場合は、園を通じて「子育てのための施設等利用給付決定通知書」(決定通知書)をお送りします。
- ⑤一時預かり事業を利用し、一旦、利用料をお支払いいただきます。
- ⑥園から「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証」及び「特定子ども・子育て支援提供証明書」(領収書等)が発行されます。
- ⑦園から発行された**領収書等**を添付して、「子育てのための施設等利用費請求書」(請求書)により利用料を園を通じて市に請求します。3か月分まとめて請求いただくこともできます。
このように利用料は、一旦園にお支払いいただく**償還払い**となります。
- ⑨市から請求書に記載された金融機関に振り込みます。

※申請書類は、園や市役所保育課窓口又は市 HP からダウンロードできます。

※①と⑦については、直接、市保育課に提出することもできます。



保育を必要とする要件と証明する書類

申請書に記入した同居する家族のうち、65歳未満の大人の方全員分が必要です。

保育を必要とする要件	証明する書類
就 労 (保護者及び同居親族が 月64時間以上の就労を 常態としている場合)	会社勤めの方：就労証明書（勤務先が証明（社判押印）したもの。） 産休・育児休業中の方：就労証明書及び復職証明書 自営業・農業・内職の方：自営業就労申立書
妊娠、出産 (健康な状態の場合、 産前6週・産後8週)	新生児の母子手帳の写し・・・表紙と分娩予定日を記載したページ ※出産後に、児童の出生日を保育課までご連絡ください。
保護者の疾病、障がい	医師の診断書・・・保育が困難なことがわかるもの 障害者手帳、療育手帳等の写し・・・氏名と障がいの程度がわかるページ
同居家族の介護・看護	介護・看護状況等申告書 医師の診断書等・・・保育が困難なことがわかるもの 障害者手帳、療育手帳等の写し・・・氏名と障がい程度がわかるページ
災害復旧	罹災証明等
求職活動	申立書または、ハローワークカードの写し等 ・・・求職活動をしていることがわかるもの
就学、技能習得	学生証（在学証明書）の写し、受講の証明ができるもの カリキュラム（時間割）等受講状況のわかるもの(趣味や通信教育を除く)
上記以外	保育課へご相談ください。

※ 介護・看護状況等申告書、申立書等が必要な場合は、保育課までご連絡ください。



栃木市 こども未来部 保育課 0282-21-2231、2232 又は 各施設へ